

# 弘前藩庁日記と日記役

中野達哉

## 【要旨】

弘前藩は、国元と江戸で藩庁日記を作成・管理し、現在、弘前市立弘前図書館に津軽家文書として、弘前藩国日記は寛文元年（一六六一）六月から元治元年（一八六四）二月の三二九九冊、弘前藩江戸日記は寛文八年（一六六八）五月から慶応四年（一八六八）三月の一三二五冊が現存する。藩庁日記は毎月ほぼ一冊ずつ作成されたが、寛文期より幕末までほぼ欠けることなく現存している状況は希有な例と言える。本稿では、これら日記を作成・管理した日記役に注目し、日記役が作成した「御日記役勤向覚記」を紹介・分析し、基礎的な考察を行った。そして、初期の日記役は、藩庁日記の作成・管理と將軍家をはじめとする諸家（武家）との贈答に関わる記録の作成であり、その後職務が拡大し、さまざまな記録を作成するようになったこと、延宝三年（一六七五）に発令された日記役全般に関わる条目が基底となり日記役の職務が確定するとともに、この時期に藩庁日記の記述内容も整えられていること、日記役は寛文期から確認されているが、正徳二年（一七一三）に日記役が表右筆から分離するとともに、下役なども職制に位置づけられること、また、日記役の前役も、それ以前は御手廻り役であったのが、それ以降は御書物預・表右筆・日記物書など同種の役職からの転任へと変化することがみられ、専門性が高まったこと、そして、正徳二年の変化の背景には、藩主交代による藩政の転換があり、それに伴って変化したと考えられることなどを明らかにした。日記および日記役について考察したが、日記役の職務・地位が確立していくなかで、専門性も形成されていったのである。

## 〔目次〕

はじめに

一 弘前藩における日記の作成と日記役

(一) 弘前藩庁日記の作成開始時期

(二) 「御日記役勤向覚記」にみる日記役

(三) 「分限帳」にみる日記役

二 日記役の職務と性格について

(一) 延宝三年（一六七五）の条目にみる日記役の職務と弘前

藩庁日記の作成状況

(二) さまざまな申渡と日記役の職務

おわりに

## はじめに

近世の社会は、さまざまな慣習が形成され、人々は先例を重視し、行動した。それ故、先例を記録することが必要となり、幕府や諸藩では、記録として種々の日記が作成された。公的な藩庁日記が、日々つける私的な日記と大きく異なる点は、後世に確認すべき公的記録であり、先例として機能することである。そのため、その場で書き留められたものがそのまま保管・伝来される場合だけでなく、日々付けられた記録をもとに、藩にとって必要な事項を取捨選択し、同時代に編纂したのもも多く作成された。それ故、藩庁日記を作成する日記役の職務は重要であり、日記の作成・保存・活用状況とともに、日記役の地位や職務内容・性格についての分析も必要と考えられる。

さて、近世の諸藩の記録、幕藩政アーカイブズについての研究は、

これまでさまざまな事例が蓄積され、また、研究論集等も刊行されるにいたり、体系化されつつある<sup>1)</sup>。そうしたなか、個別研究として、藩庁日記についても、いくつかの研究がみられる<sup>2)</sup>。藩庁日記は、藩政において記録の中軸ともなる重要な位置を占めると考えられ、幕藩政アーカイブズを考える上でも深化すべき研究対象として位置づけられるが、これまでの研究においては紹介・概観するにとどまったものが多く、具体的な分析に及んでいない<sup>3)</sup>。

本稿で事例とする弘前藩については、まず、日記役について次のように位置づけられている。日記役の定員は二名で、藩の日記をつけるのが主な職務であり、その下に日記物書本役五人、加勢五人がつけられたとされる<sup>4)</sup>。また、日記役の禄高は四〇俵四人扶持、金七兩四人扶持であり、午前八時頃より午後二時頃まで城詰めし、本役五人のうち一人が年々江戸を上り、国元と江戸と両方で日記をつけたとされる<sup>5)</sup>。延宝二年（一六七四）十月二十九日には目付立ち会いのもので日記をつけることが命じられ、翌三年正月二十六日に工藤次兵衛が日記役となり、同月晦日に「日記勤方之覚」が申し渡された。ここでは、各係より毎日書類を受け取り、その書類の文言の主眼点を注意して書き落とさないように、さらに将来役に立つように念を入れて記録すべきことや年々書き継いでいった日記の保存については特に注意し、火事などの節は油断しないようにすることなど、記載方法および取り扱い方が指示されたという<sup>6)</sup>。

また、弘前藩津軽家文書については、福田千鶴氏が大名家文書の伝来と構造について、山田哲好氏が弘前藩の文書管理全般について、萱場真仁氏が日記役・表右筆・書物方について触れ、弘前藩の文書管理の一端が明らかにされつつある<sup>7)</sup>。

このように、弘前藩においても藩庁日記や文書管理を担う日記役について、その概要を知るのみでとどまっている。他藩も含め、藩庁日記の研究については、具体的な分析を積み重ねる必要があると考えられる。こうした研究状況を踏まえ、本稿では、その第一段階として、

弘前藩を事例として、藩庁日記を作成・管理した日記役に注目し、分析することを目的とする。弘前藩庁日記は、弘前市立弘前図書館津軽家文書に収蔵されており、原史料名は「日記」と記されているが、目録上の史料名は「〔弘前藩庁〕日記(国日記)」と「〔弘前藩庁〕日記(江戸日記)」である。このうち、弘前藩国日記(請求番号TK二一五

―)は、寛文元年(一六六一)六月三日から元治元年(一八六四)

十二月にかけての三二九冊が現存し、弘前藩江戸日記(請求番号TK二一五―)は、寛文八年(一六六八)五月十一日から慶応四年(一八六八)三月十六日にかけての一三五冊が現存する。両者とも基本的に月ごとに一冊にまとめられ、記事が多い時は分冊しており、一部欠損はあるが、ほぼ毎月現存している。この現存している分量は、

他藩には余り見られない希有なものと言ってよく、現代までこれ程の量を伝来してきた背景を探ることは、重要な意味を持つと考える。本稿は、これまで分析されてこなかった弘前藩の日記役が叙述したと考えられる「日記役勤向覚記」を紹介しつつ、弘前藩庁日記および日記役について基礎的な考察を行うものである。

## 一 弘前藩における日記の作成と日記役

### (一) 弘前藩庁日記の作成開始時期

先述のように、弘前藩庁日記は、弘前藩国日記が寛文元年(一六六

―)六月三日以降、弘前藩江戸日記が寛文八年五月十一日以降が伝存する。弘前藩において、藩庁日記がいつから作成されたのだろうか。つぎの史料をみてみよう。

### 〔史料一〕<sup>⑩</sup>

明暦三年正月十八日、十九両日、江戸表大火事、此時神田小川町御上屋敷、御類焼に付、柳原御中屋敷へ、御立退、此節御重代綱丸御太刀御寄瑞あり。尤、御上屋敷御土蔵御類焼に付、御代々御日記并御武器共焼失。工藤家記。

この記事が収録されている「津軽歴代記類」は、明治三年(一八七〇)藩主の命を受けて編纂されたもので、明治十五年(一八八二)頃に最終的に完成したものと考えられている。近代以降に編纂された二次史料ではあるが、明暦の大火により神田小川町の上屋敷が類焼し、その際上屋敷の土蔵も焼け、「御代々御日記」や武器が焼失したというこの「御代々御日記」に該当するような、あるいはその写しと思われるような史料の現存は確認できない。明暦期以前に代々の日記があったことになるが、その詳細は不明である。そして、弘前藩における日記役の設定について、つぎのような記事がみられる。

### 〔史料二〕<sup>⑪</sup>

寛文元年五月八日、公、江戸御出立、日光山へ御参詣、六月三日御入部、(下略) 佐藤家記。

本文御入部の日より、御日記役を被置、此日より御日記始る。田氏抄。

福田千鶴氏は、幼少の藩主信政(十六歳)が入部した寛文元年六月

三日に「日記役」が置かれ、以後、日記の作成が継続されたことを述べているが、この記事がその典拠となったものである。そして、現存する弘前藩国日記も同日から記述がはじまっており、一致する。

また、弘前藩江戸日記については、寛文八年五月十一日から現存している。弘前藩江戸日記について、いつから記述をはじめたかを知り得る史料は確認できていないが、弘前藩江戸日記の元禄十二年（一六九九）八月二十九日の記事にはつぎのようにみられる。

〔史料三〕

（元禄十二年八月）

廿九日 曇

（中略）

一、御中屋敷北ノ方御預り地、何頃被 仰付候哉、慥ニ覚候者有之候哉、吟味仕候様ニ与一様を以被 仰出、寛文八年より今年迄日記其外帳面共吟味仕候得共無之付、河合作右衛門・戸沢長由・岩田衛門兵衛ニも尋候様何も覚不申候、其内作右衛門辰ノ年ニ表向改ニ御扶持御大工御小人目付式人被参、作右衛門出合候処、あなたより被申候ハ御預り地少可有御座候、何方ニ候哉と被申候、作右衛門答候ハ久敷事ニ而駢と覚不申候得共、此所ニ御預り地と申候所少御座候と申候へハ、右之衆中絵図ヲ取出シ引合見被申、いかにも是ニ而絵図ニ合申候由被申候、久敷義名ハ覚不申候由作右衛門申越候ニより其段 与一様江委細申上候

この記事は、弘前藩中屋敷北側の預り地の由緒について、津軽家と縁戚関係にある那須与一家から問い合わせがあり、取り調べたときの内容を記したものである。調べた藩の記録として「寛文八年より今年

迄日記」があげられており、この元禄十二年の時点ですでに、伝来している日記が寛文八年以降であったことが確認できる。

弘前藩江戸日記が、国元と同様に寛文元年から日記が作成されたか確認することはできない。『津軽歴代記類』上巻をみると、寛文八年二月一日には「御上邸長屋焼失」、同年三月一日には「伝聞江戸御館焼失」とみられる。現存する日記が寛文八年五月十一日からであり、その直前に江戸の上屋敷が焼けており、寛文元年から作成していたものの、これにより焼失したことも考えられるが、何とも断定できない。

## （二）「御日記役動向覚記」にみる日記役

つぎに弘前藩の日記役に就任した家臣についてみてみよう。日記役就任者について一覧している史料として「御日記役動向覚記」があげられる（参考史料として文末に掲載）。

「御日記役動向覚記」は、弘前市立弘前図書館に収蔵されている八木橋文庫のうちにある。八木橋文庫は、もと南八木橋商店・南東奥資源センター会長であった八木橋武美氏（一九二一～一九九一）の蔵書で、同氏は古書・古記録・郷土に関する書画諸資料の研究及び収集家として著名であるという。昭和六十年（一九八五）、弘前市立図書館は同氏の蔵書の一部である古文書六二二二点を購入し、八木橋文庫として保存公開している。

「御日記役動向覚記」は、縦二二・〇cm×横一七・四cmの小横帳である。表紙には、タイトルと「下澤小左衛門」の氏名が同筆で記されており、「下澤小左衛門」の左脇に「藤原繁雄」の氏名が記されている。「藤原繁雄」の氏名は、余白にやや窮屈に記され、また、筆も異なることから、後筆であると思われる。下澤小左衛門は、参考史料にもみ

られるように、記された日記役就任者のなかでも最後の時期に弘前藩の日記役を務めており、表題等と筆も同じであることから、この史料の作成者と考えられる。また、史料自体には、成立年代は記されていないが、内容の年紀の最後は文政七年(一八二四)八月二日であり、その直後に作成されたものと思われる。

「藤原繁雄」については、現在のところ素性など一切不明であるが、後年の所持者であるとすれば、「御日記役動向覚記」は下澤小左衛門が作成し、藤原繁雄の手にわたり、のち八木橋武美が入手し、最終的に弘前市立弘前図書館が購入し、今日にいたっていることになろう。

内容は、参考史料の目録(目次)にある通りで一三項目にわけて記されており、下澤小左衛門が職務遂行に際して、必要な事項をまとめたものと思われる。詳しくは職務について検討するなかで後述することとし、ここでは、最初に掲げられた日記役就任者の一覧をみていきたい。表1は、「御日記役動向覚記」に記された日記役を一覧にしたものである。

表1にみられるように、日記役は延宝三年(一六七五)〜文政七年(一八二四)着任分四九名があげられている。日記役就任者についてこれですべてかどうか、弘前藩庁日記などから検証する必要があるが、ほぼ網羅しているものと思われる。

先に述べたように、日記役の定員は二名とされているが、「御日記役動向覚記」にも、日記役を一覧するなかで、八人目の佐々木三右衛門のあとに、享保二年十二月から二人で、それ以前は三人の時もあったことが記され、この表で着任・離任時期をみても、ほぼそれに一致する。このうち、No.23 田井市太夫・No.24 桜庭伴太夫には、「御日記司取」とみられる。両人が、「御日記司取」に任命されたとする宝暦六・七年

(一七五六・五七)頃は、No.21 荒木関宇兵衛が宝暦二(十年)、No.22 福士伝右衛門が宝暦四(十一年)に日記役を務めており、任期が重複する。弘前藩国日記をみると、宝暦六年六月の記事<sup>16)</sup>に、田井市大夫らに対し「御家法御式目井書物之制度御偏集被 仰付候<sup>17)</sup>ニ付、御自分右御用懸被 仰付候」と命じられている。田井らが「御日記司取」に任じられたのは、この「御家法御式目井書物之制度」の編集のためであると考えられ、通常の日記役とは異なると思われる。

さて、日記役就任者の経歴についてみると、当初は御手廻り役から転任する者がほとんどで、時代を経ると、日記役は御書物預・表右筆・日記物書からの転任へと移り変わっていく。弘前藩御手廻り役は、おもに武道・武術に励むとともに殿中の当直勤務などを行う役職であり、所謂武官(番方)である。当初においては、こうした者から日記役が選出されたことになる。そして、表1のNo.6 神安右衛門の前役が表右筆であり、正徳二年日記役に就任したNo.8 佐々木三右衛門・No.9 谷口忠右衛門とともに御書物預から、No.10 花田七左衛門は表右筆からの転任であり、以降、御書物預・表右筆・日記物書などからの転任が多くなっていき、日記役の配下である御日記物書からの昇任もみられるようになる。これらはいずれも藩の文書管理・作成に携わる役職であり、同種の職務を務めた者の転任と位置づけられる。また、弘前藩国日記をみると、元禄七年(一六九四)十二月十五日の記事には、神安右衛門に対し、「其方儀常々勤方情を出候段達 御耳、今度日記役ニ被 仰付之」とみられる。神安右衛門は、元禄七年七月六日には佐々木三右衛門とともに「御書物預」を命じられている。元禄七年十二月十五日の記事には神安右衛門の前役は記されていないが、参考資料・表1によれば表右筆であったことが知られ、日記役が表右筆役より上

表1 「御日記役動向覚記」にみる日記役一覧

氏名	前役	記	事	A
1 工藤治兵衛	御手廻	延宝3年(1675) 1月26日仰付→天和3年(1683) 12月16日病死		9
2 三上十兵衛	御手廻			
3 伴弥五郎	御手廻	貞享2年(1685) 4月11日工藤治兵衛跡		
4 須藤高三郎	御手廻	貞享2年(1685) 4月11日三上十兵衛跡		
5 小山内空右衛門	御手廻			
6 神安右衛門	表右筆	(着任年月日記載なし) →正徳2年(1712) 10月21日御馬廻		
7 花川伊兵衛	御中小性			
8 佐々木三右衛門	御書物預	正徳2年(1712) 9月15日仰付→享保2年(1717) 12月5日病死		6
9 谷口忠右衛門	御書物預	正徳2年(1712) 9月15日仰付→享保8年(1723) 11月15日隠居 但、享保元年頃黒瀬半右衛門と申候而御日記役相勤候由ニ候得共、殿と不相分		12
10 花田七左衛門	表右筆	正徳2年(1712) 9月15日仰付→享保12年(1727) 1月11日大納戸役		16
11 黒瀬弥左衛門	御書物預	享保10年(1725) 3月1日仰付→享保16年(1731) 5月15日隠居		7
12 七戸八右衛門	御書物預	享保12年(1727) 1月11日仰付→享保13年(1728) 5月1日隠居		2
13 吉村留兵衛	御書物預	享保14年(1729) 12月16日仰付→寛保2年(1742) 12月15日御手廻		14
14 野呂吉兵衛	御書物預	享保20年(1735) 3月3日仰付→元文3年(1738) 4月14日病死		4*
15 野呂久右衛門	表右筆	元文4年(1739) 1月11日仰付→寛保2年(1742) 12月22日御手廻格郡奉行手伝		4
16 野呂源五郎	表右筆	寛保2年(1742) 12月15日仰付→寛延4年(1751) 1月11日御馬廻		10
17 成出次右衛門	表右筆	寛保4年(1744) 1月11日仰付→延享3年(1746) 1月21日御台所頭		3
18 谷口新右衛門	表右筆	延享3年(1746) 1月21日仰付→寛延4年(1751) 1月11日大納戸役		6
19 山川又左衛門	御書物預	寛延4年(1751) 1月11日仰付→宝暦4年(1754) 2月12日病死		3*
20 工藤六太夫	表右筆	寛延4年(1751) 1月11日仰付→宝暦2年(1752) 2月13日水ノ暇		2
21 荒木伝宇兵衛	表右筆	宝暦2年(1752) 4月28日仰付→宝暦10年(1760) 12月15日御右筆		9
22 福士伝宇兵衛	御書物預	宝暦4年(1754) 5月1日仰付→宝暦11年(1761) 12月1日御馬廻		8
23 田井市太夫	寺社奉行	宝暦6年(1756) 6月6日御日記司取、その後定府		
24 桜庭伴太夫	御手廻	宝暦7年(1757) 3月7日御日記司取→宝暦8年(1758) 2月25日引取		2
25 佐藤太兵衛	御書物預	宝暦10年(1760) 12月15日仰付→明和4年(1767) 10月1日御馬廻		8
26 池田源之丞	御書物預	宝暦11年(1761) 12月1日仰付→明和8年(1771) 1月11日御馬廻		11
27 佐々木宇右衛門	表右筆	明和4年(1767) 10月1日仰付→同9年12月1日家老附加勢→天明元年(1781) 7月19日病死		15*
28 川口治左衛門	表右筆	明和8年(1771) 1月11日仰付→安永9年(1780) 6月1日隠居		10
29 吉村太右衛門	御中小性より加勢	始め御家老附より御中小性、夫より御日記役加勢、又家老附、御日記役加勢引取		
30 榎方七右衛門	御馬廻格表右筆	安永9年(1780) 6月15日仰付→天明6年(1786) 11月15日御馬廻		17
31 都谷森源藏	御馬廻より加役	天明3年(1783) 2月15日御日記役加勢→同5年1月17日實下付加役引取		3
32 小林忠之丞	御馬廻格表右筆	天明5年(1785) 1月11日仰付→寛政2年(1790) 6月3日御料の内1人扶持加増、外ニ5俵動料増、御手廻仰せ付 けられ御日記役はまで通り勤め→同3年9月9日御手廻三番組		7

33	花田金十郎	御書物預	天明6年(1786) 11月15日仰付→同8年6月23日病死	3*
34	中田彦左衛門	表右筆	天明8年(1788) 12月28日仰付→寛政5年(1793) 3月3日御馬廻	6
35	高尾定介	御中小性格表右筆	寛政3年(1791) 5月6日御日記役仰付、御書物預・留書表右筆兼役→同4年9月1日1人扶持加増、外に5枚動料下付→同5年6月28日家老附兼→同6年6月23日5枚1人扶持動料増→同11月28日動料の内5枚1人扶持加増、外15枚動料増、寄合格、御日記役并表右筆見繼仰付→同8年6月23日紀伝学頭仰付、御日記役・表右筆見繼是迄通り仰付→同10年6月11日御中小性格預仰付、30枚動料下付、御日記方・表右筆頭取仰付→文化3年(1806) 10月28日20枚加増	16
36	奈良九兵衛	御書物預	寛政3年(1791) 5月6日御日記役仰付、御書物預・御家老附表右筆兼役→同4年9月1日是迄の動料加増、外に金1両動料→同11月19日病死	2*
37	佐野文次郎	御中小性格御日記物書	寛政5年(1793) 6月28日1人扶持動料増、御日記役手伝仰付、表右筆兼勤→同6年間11月28日動料の内1両加増、外に1両動料増、御日記役仰付、留書表右筆兼仰付→同10年6月7日御家老附兼仰付→同20日御手廻格仰付、金3両動料増、御日記役是迄通り仰付→同12年12月8日2両1人扶持動料増→享和2年(1802) 11月8日病死	10*
38	榎方山次郎	表右筆格御日記物書	寛政6年(1794) 11月15日2人扶持動料増、御中小性格仰付、御日記役手伝・表右筆兼仰付→同10年6月20日御馬廻二番組仰付→文化8年(1811) 9月15日又々御手廻格御日記役仰付→同9年12月24日御賞の上御日記役引取	8
39	唐牛大六	御留守居組	寛政10年(1798) 6月11日御手廻格仰付、金4両動料、御日記役仰付→同年10月27日動料の内2両加増、外5両1人扶持動料増、寄合格経学学頭仰付、御日記方是迄通り取扱→享和2年(1802) 10月1日寄合仰付、経学学頭仰付	5
40	桑田平介	表右筆格御日記物書	享和2年(1802) 10月20日御日記役当分加勢→同年12月21日御中小性格御日記役取扱、表右筆兼、金1両1人扶持動料増→文化3年(1806) 8月5日病死	5*
41	菊池直吉 後太郎吉と改名	表右筆格御日記物書	享和2年(1802) 11月20日御日記役当分加勢→文化2年(1805) 2月28日1人扶持動料増、御中小性格御日記役取扱、表右筆兼→同4年6月17日留書兼→同5年8月20日2人扶持動料増、御日記役仰付、是迄の通り相動仰付→同8年9月御右筆仰付	10
42	工藤友太郎 後彦介と改名	表右筆格御日記物書	文化3年(1806) 8月5日御日記役取扱加勢→同年12月28日10枚1人扶持動料下置、御中小性格御日記役取扱、表右筆兼仰付→同4年6月17日留書兼→同6年8月8日11人扶持動料増、御日記役仰付→同9年12月24日1人扶持動料増下付、御手廻格仰付、御日記役是迄通り仰付→文政6年(1823) 9月9日動料のうち5枚加増→同年11月10日御尊の御用有り他出差留仰付	
43	高屋善次郎	御中小性格御日記物書	文化7年(1810) 6月10日御日記役加勢仰付→同9年12月24日御留守居組仰付	3
44	葛西権介	御馬廻格留書	文化9年(1812) 12月24日御手廻格御日記役仰付、留書表右筆兼仰付→同10年6月3日御手廻仰付、金5両動料増、御台所頭兼仰付	2
45	菊池千司	御日記物書	文化9年(1812) 12月24日御日記役加勢仰付→同11年8月8日御勝手方小頭加勢仰付→同13年8月11日親跡式被下、御勝手方小頭仰付	5
46	桜田喜作	表右筆格御日記物書	文化10年(1813) 6月6日御日記役加勢仰付→同12年1月28日御中小性格仰付、1人扶持動料下置、御日記役加勢是迄通り仰付→文政6年(1823) 11月10日御尊の御用有り他出差留仰付	11
47	下澤小左衛門	表右筆	文政6年(1823) 11月11日御日記役加勢→同年12月9日御家老附加勢仰付、御日記役兼相動仰付→同7年7月4日御家老附御人揃え二付御賞金300疋下置、御家老附加勢御免仰付	2
48	工藤謙藏	御中小性格御日記物書	文政7年(1823) 11月11日御日記役当分加勢仰付	
49	毛内岩吉	御日記物書加勢	文政7年(1824) 6月12日御日記役当分加勢仰付→同年8月2日御賞の上御日記役当分加勢引取仰付	1

〔御日記役動向覚記〕(弘前市立弘前図書館蔵 八木橋文庫) より作成。  
A欄は勤務年数、\*は勤務期間中病死。

位として位置づけられていることがみられる。このことは、後述する分限帳の記載において、日記役が表右筆よりも先に記されていることから確認できる。また、後年になると、「加勢」としての補助・補佐的な任命も増加している。

さて、日記役就任者の勤務年数は、一、一六年と多様であり、時期などによる傾向はみられない。勤務年数が判明する者四〇名の平均は七・三年であり、そのうち病死により退職した者七名を除く平均は七・五年である。一、二年で転任する者もしばしば見られ、これらを除くと、平均八・五年となり、また、後期になると同種の職務から転任する者も多くなり、日記役の職務が確立していくなかで、比較的長期にわたり職務に携わったと捉えられよう。

### (三) 「分限帳」にみる日記役

つぎに、弘前藩の職制における日記役の位置をみてみよう。弘前藩には、元禄八年（二六九五）・元禄十年（二六九七）・宝永三年（一七〇六）・正徳二年（一七一〇）・寛延三年（一七五〇）・天明四年（一七八四）・文化二年（一八〇五）・文政十一年（一八二八）・嘉永四年（一八五二）・明治二年（一八六九）の分限帳が伝来している<sup>21</sup>。これらのうち、正徳二年までの分限帳から、日記役および文書作成・管理に関わる職について一覧にしたのが、表2である。

まず、元禄八年から宝永三年にかけては、分限帳への日記役の記され方は変わらず、表右筆に任命された者の肩書きに「日記役」と記されており、表右筆の構成員が日記役を任じられている。このほか、表右筆には、「御書物預」「書写役」「御書物并分限帳預り」の肩書きがある者が見られ、宝永八年までは、弘前藩の職制の中では、表右筆の一

員として位置づけられている。

これに対し、正徳二年の分限帳をみると、日記役・日記物書・御書キ物預并分限改が表右筆とは別立ての役職として立項し記載されている。職制が変わり、独立した役職として捉えられていることがみられる。また、日記役は表右筆より先に記載されており、上位に位置づけられていたことがうかがえる。宝永三年以前と大きく変わっており、正徳二年が弘前藩の職制のなかで位置づけが変化し、日記役にとって大きな転換点となったと捉えられる。この点については、さきに表1により日記役就任者の前役をみたときに、当初御手廻り役からの転任であったのが、正徳二年頃から、同種の役職からの転任へと変化していることと合致し、職制上の大きな変化がこの時期にあり、日記役が表右筆から分離独立し、さらに下役が設置されて専門性が高くなったと捉えられる。

この正徳期に職制における日記役の位置づけが変化したことについては、藩政の展開がその背景にあると考えられる。

宝永七年（一七一〇）十月十八日、四代藩主津軽信政が国元で死去し、嫡子信重（信寿と改名）がそのあとを相続する。元禄・宝永期は、信政晩年の治世にあたり、そこでは、独裁制を強めたこととされ、文武両道を奨励し、多様な人材を登用し、新田開発や岩木川の治水、植林・養蚕織物の奨励などに努め、その評価は、浪費家・独裁的と藩政の基盤造りとの両様ある。そうしたなか、四代藩主信政が没すると、跡を継いだ嫡子信重（信寿）は、前代信政の藩政（出頭人政治）を否定し、門閥・譜代層を基礎とする藩政を展開したとされる<sup>22</sup>。そして、正徳元年（一七一〇）には、元禄飢饉による財政悪化を背景として、藩士に対し分相応の衣食住・軍役遂行のための武具・馬具所有を奨励し、翌

正徳二年(一七一二)には地方知行制を復活させ、享保期になると、さらに質素儉約を進めた。これは、信政藩政への反動・批判であったと位置づけられている(前掲「弘前市史」)。信寿により弘前藩の藩政が転換したことは明らかであり、こうした藩政の転換のなかで、職制における日記役も整えられていったものと捉えられよう。

## 二 日記役の職務と性格について

### (一) 延宝三年(一六七五)の条目にみる日記役の職務と弘

#### 前藩庁日記の作成状況

つぎに、「御日記役勤向覚記」を中心に、日記役の職務と、それを果たすために形成された性格について見ていこう。

まず、延宝三年(一六七五)正月晦日に発令された条目であるが、すでに「弘前市史」藩政編で取り上げられ、日記役の職務について要約して紹介されている。日記役に対して職務を定めた最も基本となる条目であるので、再確認しておきたい。

まず、第一条で、御用向きの書付を毎日担当者から受け取り、紛失することがないようにし、書付の文言の重要な部分に気をつけて、書き落としがないよう日記に記録すること、後の御用に役立つよう念入りに毎日記録することが定められている。担当者から文書を受け取り保管すること、そして、日記役の判断で重要事項を記録することが命じられている。原文書の保管と、それに基づく記録の作成が主たる職務であることを定めたものである。これが、日記役の日常の基本的な職務となる。第二条では、日々受け取る留書について、疑問があれば、その日のうちに問い合わせ、解決した上で記録することを定めている。

正確な記述が求められていたのである。

つぎに第三条で、日記は、平時・非常時とも一年ごとに分け、箱に鎖をかけて預かり管理することとし、日記の管理方法についてが規定されている。施錠し日記役が管理することは、日記は通常頻繁に見るものではなく、必要な時のみ日記役の管理の元に関覧するものであったことを示している。第四条では、日記役は城へ毎日出仕し、御番所北の縁通りに詰めることが定められている。毎日出勤という職務形態が他の家臣とは異なることを示したものであり、ここに勤務形態の特殊性がみられる。

そして、第五条から第七条において、日々の日記作成のほかの業務として、別帳の仕立てが規定されている。第五条で、將軍・老中への献上物、徳川家一門そのほかへの定例の付届、不時の御届など進物について、在国・在府中と一年間分を集め、別帳を仕立てること、第六条で、公儀向き、すなわち公儀の諸役人に対するものについても第五条に準じること、第七条で、在国時における定例の受贈品や不時の受贈品についても同様とすることが定められている。これら第五・七条では、日記役の職務として、最も基本となる文書の保存と日記の作成のほか、別帳の作成が定められているが、その内容は、將軍家をはじめとする諸家への贈呈品と、受贈品の記録であった。日記役が成立した直後、延宝三年という段階において、藩にとつて、記録しなければならぬ重要な記録とは、藩主および家族・親類の動向や藩政を中心とした記録である日記とともに、將軍家をはじめとする諸家との交流に関わるものであったと言えよう。弘前藩では、別帳をはじめとするさまざまな帳簿が日記方で作成・管理され、それが津軽家文書のかなかに多数伝来しているが、これらの帳簿の作成は、当初から日記役の

弘前藩庁日記と日記役（中野）

宝永3年（1706）			正徳2年（1712）					
禄高・扶持	肩書	氏名	役職	禄高・扶持	肩書	氏名		
10両5人扶持	*1	佐々木三右衛門	御日記役	100俵	御馬廻格	佐々木三右衛門		
10両5人扶持	日記役	神 安右衛門		100俵	御馬廻格	谷口忠右衛門		
5両3人扶持	*1	谷口五郎兵衛		100俵	御馬廻格	花田七左衛門		
5両3人扶持		三浦左次兵衛	御日記物書	5両3人扶持	江戸勝手	松野六郎左衛門		
5両3人扶持		花田七左衛門		3両2分2人扶持		水木喜左衛門		
30石		乙部喜三郎		3両2分2人扶持		石郷岡惣左衛門		
50石		黒瀧半右衛門		3両2分2人扶持		清水左兵衛		
5両3人扶持		棟方八右衛門		3両2分2人扶持		花田金十郎		
5両3人扶持		杉沢四郎五郎		3両2分2人扶持		田中伝次郎		
5両3人扶持		奈良彦七		3両2分2人扶持		山川金太夫		
5両3人扶持		佐々木六右衛門		御書キ物預 并分限改		50石	御中小性格	黒瀧半右衛門
3両3人扶持		野呂勝左衛門				10両5人扶持	[ ]	棟方八右衛門
5両3人扶持		野宮孫九郎				10両5人扶持	[ ]	杉沢四郎五郎
5両3人扶持		二本柳熊之助		10両5人扶持	[ ]	三浦又右衛門		
5両3人扶持		山田武右衛門	表右筆	6両4人扶持		奈良彦七		
5両3人扶持		吉村留兵衛		6両4人扶持		野呂勝左衛門		
5両3人扶持		斎藤万次郎		6両4人扶持		野宮伊右衛門		
5両3人扶持		野呂長三郎		30石		乙部喜右衛門		
5両3人扶持		神 伊三郎		5両3人扶持		山田丈左衛門		
6両4人扶持		永山三郎右衛門		5両3人扶持		吉村留兵衛		
3両2分3人扶持		吉村留兵衛		5両3人扶持		斎藤万治郎		
25俵2人扶持		斎藤小四郎		5両3人扶持		野呂久右衛門		
3両2分2人扶持		斎藤万次郎		5両3人扶持		神 伊三郎		
				5両3人扶持		斎藤平太夫		
30俵2人扶持		木村権九郎	5両3人扶持		吉崎太右衛門			
30俵2人扶持		工藤宇右衛門	5両3人扶持		高屋弥三郎			
			5両3人扶持		原子伝十郎			
			5両3人扶持		宮館八五郎			
			5両3人扶持		葛西源治郎			
			5両3人扶持		鎌田又次郎			
			5両3人扶持		成田弥太夫			
			5両3人扶持		野呂吉兵衛			
			30石		神 閑兵衛			
			書写役	5両2人扶持		成田弥太夫		
				5両2人扶持	[ ]	野呂吉兵衛		
			御書方物書			成田源蔵		
				30俵2人扶持		木村権九郎		
				5両3人扶持		古田七郎次		
				3両2人扶持		庄司常右衛門		

表2 分限帳にみる日記役

役職	元禄8年(1695)			元禄10年(1697)		
	禄高・扶持	肩書	氏名	禄高・扶持	肩書	氏名
表祐筆	10両5人扶持	御書物預	佐々木三右衛門	10両5人扶持	御書物預	佐々木三右衛門
	10両5人扶持	日記役	神安右衛門	10両5人扶持	日記役	神安右衛門
	5両5人扶持	(氏名抹消)	花田伊兵衛	5両3人扶持		谷口五郎兵衛
	5両3人扶持		谷口五郎兵衛	3両2人扶持		三浦左次兵衛
	5両3人扶持		石井三右衛門	50石		今茂左衛門
	6両5人扶持		木村小五郎	3両2人扶持		花田七左衛門
	3両2人扶持		三浦佐次兵衛	30石		乙部喜三郎
	50石		今茂左衛門	50石		黒瀧半右衛門
	3両2人扶持		花田金十郎	3両2人扶持	書写役	棟方八右衛門
	30石		乙部喜三郎	3両2人扶持		佐野太次右衛門
	50石		黒瀧長三郎	3両2人扶持		杉沢四郎五郎
	3両2人扶持		棟方八右衛門	3両2人扶持		永山三郎右衛門
	3両2人扶持		佐野太次右衛門			
	3両2人扶持		杉沢四郎五郎			
書写役	3両2人扶持		永山三郎兵衛			
物書	3両3人扶持	「暇」貼紙有	田村五郎八	4両2人扶持		溝江忠左衛門
	4両2人扶持		溝江忠左衛門	3両2人扶持		野呂勝左衛門
	3両2人扶持		野呂久六	3両2人扶持		野宮孫九郎
	3両2人扶持		野宮孫九郎	3両2分3人扶持		吉村留兵衛
御書方 物書						

出典：各年「分限帳」(弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書)より作成。

註：\*1は「御書キ物并分限帳預り」とあり。

職務として実施されたのではなく、当初は藩主や藩政に関わる記録である日記と將軍家をはじめとする諸家との贈答品、すなわち交流の記録のみが職務であったのである。すなわち、年を経るにつれ、日記役の職務が拡大していったことになる。そして、最後に第八条で、日記を大切に管理することと火災時の対応についてが定められている。

延宝三年に定められた条目では、日記役の職務・勤務形態を以上のように規定し、確立させるが、そこでは勤務形態・内容の特殊性がみられる。藩の記録の作成と保管を重視し、日記役を設置した姿勢がうかがえる。

さて、こうした条目が定められているが、実際の日記の作成状況はどうであろうか。寛文元年以降、現存する国元の日記をみると、寛文元年は六ヶ月十二月までを一冊にまとめ、翌二年は一月三月で一冊、六月十二月で一冊であり、寛文三・四・七・十・十一年は一年分が一冊、寛文五・六・八・九・十二年と延宝元年(寛文十三年が改元)は一年分が二冊となっている。その後、延宝二年は四冊、延宝三年は五冊で、延宝四年が一月四月で一冊であるが、五月以降は毎月一冊ずつとなり、延宝五年以降は毎月一冊(多い月は二冊に分冊)となる。これら日記の日々の記述内容をみると、延宝三年三月頃までは、記事のない日もしばしば見られ、また、簡潔な記載のみの日も多いが、四月より後年の日記にみられるような充実した分量の記事があり、整理されて記述されている。ただし、延宝四年に関しては、記載のない日もあり一部に精粗がみられる。

この点については、『津軽史』<sup>26)</sup>においても、延宝三年二月以降の日記を「御日記清書」として取り扱い、それ以前の寛文元年六月～延宝三年正月を「清書無之古其儘」としている。また、延宝三年についてみ

ると、「御日記清書」分が二月十二月までで四冊、「清書無之古其儘」の日記が一冊としている。現存している弘前藩庁国日記では、延宝三年分は一月七月までで一冊であり、『津軽史』の記述と異なるが、延宝三年を画期として清書と古とに分かれるとしている点は注目される。

以上のような日記の伝存状況と条目の発令時期を見較べると、条目の発布された日付として延宝三年正月晦日が記されているが、現存している日記をみると、ほぼこの時期から整備された日記が確認され、両者は符合する。現在伝わる整理・清書された形での弘前藩国日記の作成は、この条目の発令により始まったものと位置づけられる。

これに対し、江戸における日記の作成状況においては、寛文八年は五月十一日～十二月二十八日まで八か月分が一冊、翌九～十二年は一年分が三冊、延宝元～四年は一年分が二冊、以後しばらくは毎年一年分が数冊で、元禄六年頃より一か月ごとに一冊作成されるようになる。そして、現存する寛文八年当初の日記をみると記述が非常に簡潔であるとともに、記述がない日もしばしばみられ、延宝期より記述状態が整ってくる。これら江戸日記の作成は、国元と同様に日記役によるが、当初は江戸藩邸に常置された日記役はおらず、宝永七年(一七一〇)四月に藩主の命により常置されることになる。<sup>27)</sup>江戸における日記の作成は、国元での日記の作成状況とは一致せず、やや遅れて整えられたことが確認できる。

## (二) さまざまな申渡と日記役の職務

さて、日記役の勤向全般をまとめて定めた条目は、これ以降確認されていない。これ以降、日記役の勤向については、元禄二年十月十六日に表右筆への申渡があるが、それ以外、日記役に対しては個別・具

体的に指示・命令が出るのみとなる。延宝三年の条目は、弘前藩の日記方が分野・編年別に藩政の運営に関わる記録を編纂した「御用格」にも登載されており、この文化期以降に記された「御日記役勤向覚記」では、冒頭に日記役の一覧が記された直後に記されており、日記役を務める家臣にとっても、日記役勤向の基本として機能したものと位置づけられる。

しかし、日記役が職務を務めるなかで、さまざまなことが問題となってくる。それらについて申渡などにより指示が出されるが、日記役を務めた下澤小左衛門にとって勤務上重要と思われたことが、この「御日記役勤向覚記」に記されたと考えられる。つぎに、この条目以後に出された申渡などについて、「御日記役勤向覚記」からみてみよう。

天和二年(一六八二)、この年初めて実施を命じたとする八幡宮祭祀について、大目付らは以前すでに実施を命じられたことがあると記憶していた。この件について確認するなかで、「日記之儀ハ記録ニ留候物ニ候」として、書き落としがあれば追って書き入れるべきであり、何年かたった後であっても書き落としが判明したらば、書き加えるべき旨が指示されている。また、「被 仰出之儀」はわずかなことであつても別帳へ転記し、留書への書き落としがあれば、後年になつても書き足すこと、「御日付立合」の文言を「御日付」に略記すること、「委細別牒ニ有之」と書き留めている場合は、清書では「別帳之表」を残らず書き入れることが命じられている。ここでは、日記への書き落としが問題となり、漏らさず記録することが求められている。また、天和二年の時点で「被 仰出之儀」については、別帳が作成されていたことが確認できる。

元禄七年(一六九四)二月八日には、「御用留書」では、御用を受け

た月のうちに御用が済まなかつた場合は、御用を受けた時にまとめて書き留めるが、日記へは「其月々」へ書き入れることが命じられており、日々起きたことを日々に記録する、時の流れのままに記すという日記としての性格の重視していることがみられる。

宝永八年(一七一二)正月十一日には、江戸より若殿の官位叙任に關して先例の問い合わせがあり、日記により現当主の先例を確認したところ、「御能組」の書き記し方についてが問題視され、「古キ御日記之文言」の「こびたる文」は「当世不入事」としている。表記について「早速埒明候様平言」とすること、すなわち、わかりやすい表記が命じられている。

天明四年(一七八四)六月二十四日には、国元の天候について、風説だけでは藩主が「不安心」になるので、国元から江戸に飛脚を送るごとに、日記の記述を確認して御用状で江戸にいる藩主に報告するよう命じている。そこでは、日記に天気を正確に記すことが前提としてあつたのである。天候の記録は、単に寒暖を示すのではなく、その年の作柄を予測させるものとして、重要な意味を持っていたのである。寛政六年(一七九四)十一月十六日には、「去ル亥年」、すなわち寛政三年に書物方と日記方の職務を分けず取り扱うよう命じたことについて、さらに徹底し、書物預り役も別段命じないので、日記役で兼務することを命じている。<sup>28)</sup>

これらは、日記の内容や管理について命じた申渡であり、日記役を務めるなかで重要な意味を持つものとして書き留められたのであろう。また、参考史料の「四、御日記書様之儀段々被仰付候張紙之写」<sup>29)</sup>「御日記清書仕様ニ付諸事」には、日記の仕様・様式についての注意が書き留められている。仕様・様式を整え、日記の標準化・均質化を図

るとともに、膨大な量となっていく日記への対応として、寛延二年（一七四九）には半丁に九行、安永九年には半丁に一〇行書くことが指示され、また、寛延三年には清書時に不要な簡条は排除し、明和七年（一七七〇）には貞享二年（一六八五）から享保七年（一七二二）まである「中清書」を不要のものとして潰し再利用することが命じられている。職務を遂行していくなかで、正確さ、見易さが求められるとともに、膨張していく記録に対して量を減らし、質を向上していくことが求められていったと捉えられよう。

そして、「九、御日記方入口之鍵、御目付部屋<sub>江</sub>差置候儀伺之事」では火事への用心としての鍵の管理についてがみられ、「十二、変之節御日記方御用意人足詰場所之事」<sub>十二</sub>、変之節詰人夫之儀<sub>三</sub>付、御目付より廻状左之通」では、火事など変事への対応が記されており、日記役として火事など変事への対応が重大な問題であったことがみられる。このように、延宝三年の条目で基本的な規定が発令され、その後もしばしば日記役に指示・命令が出されるが、これらは、日記役の職務が遂行されていくなかで、その特殊性・専門性が形成・強化したことに対応して発令されたものであり、形成・強化された特殊性・専門性を規定し、あるいは修正していくものとして捉えられよう。

一方、日記役が職務を遂行していくなかで、その職務の特殊性・専門性は、早い時期から他の家臣らの目には奇異に映った面もあった。

延宝七年（一六七九）正月十八日には、能見物の席に日記役が出ることが定められ、元禄十一年（一六九八）八月三日には、御用に関して、御書院規式そのほか表向きことや能などの規式について、書院や能見物の席などに出入りし、詳細に書き留めることが命じられている。ここでは、場合によっては家老の側に召し出されることもあると

しており、日記役を務めるが故の、家格・地位を越えての藩庁内のさまざまな場への出入りが認められていたのである。しかし、元文四年（一七三九）三月五日には、能見物の席に日記役が出ていたことに對し、目付から不審に思われたことが見られ、また、文化九年（一八一二）の「劍術高覧」の席には、当初「日記役支配物書<sub>并</sub>表右筆」は出席しないよう目付より命じられたが、先例を申し入れたところ許可が出たことも見られる。家格・地位を越えた場への同席が異様に映り、日記役の立場の微妙さを示すものである。

#### おわりに

弘前藩庁日記および日記役を作成・管理した日記役について述べてきた。最後にここでまとめておきたい。

まず、日記役については、寛文元年（一六六一）五月八日藩主の命により設置されたことがみられる。当初は表右筆のなかに位置づけられていたが、正徳二年（一七一二）頃、職制のなかでの日記役の位置が大きく変わり、表右筆から分離独立し、さらに下役も設置されていた。また、この正徳期を画期として、それ以後の日記役は同種の役職や下役からの転任となっていた。こうした変化は、日記役の専門性が高まった、つまり、藩の最も根本的な記録となる日記を作成・管理する役職として日記役が藩の職制のなかで位置づけられ確立したものと捉えられる。そして、それは、宝永七年（一七一〇）の四代信政から五代信重（信寿）への代替わりに伴う藩政の変化のなかで捉えるべきものと考えられる。

藩庁日記自体は、延宝三年（一六七五）の条目により、日記役の職

務・勤務形態や日記の作成・管理が規定されるなかで、御用向きの書付・書留を受け取り、その日ごとに整理して日記を作成するシステムが規定される。そして、現存している弘前藩国日記を見た時、その内容は、条目と時期的にはほぼ一致し、延宝三年頃より、整理・清書された形での日記が伝来している。つまり、延宝三年が、整理・清書された記録としての日記の確立時期として捉えられる。そして、延宝三年時点では、日記役の職務は日記の作成と諸家との贈答に関わる記録であったのが、次第に増加していくことも確認でき、その後順次、日記の作成・管理について内容や表記が整備されるとともに、膨大化してくる日記への対処がなされる。

以上、弘前藩庁日記および日記役を考える時、この延宝三年と正徳二年が画期としてあったと位置づけられる。そして、日記役の職務は次第に増加する。職務遂行のなかで、藩庁よりさまざまな指示が出され、そこでは、遺漏なき正確なわかりやすい記録が求められるが、それとともに膨大化する記録に対する削減のための指示も出されていったのであった。日記役の職務・地位が確立していくなかで、その専門性が形成されていったと捉えられよう。

註

- (1) 例えば、大石学編『近世公文書論』(岩田書院、二〇〇八年)、国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』(岩田書院、二〇〇八年)、高橋実『藩政アーカイブズの管理システム』(平成二十三年度基盤研究(B))『幕藩政アーカイブズの総合的調査・研究』研究報告レジュメ、二〇一一年)

など。

- (2) 日記類の現存状況・内容の分析を行った徳永職男「鳥取池田家史料の日記類に関する考察(その1)」(鳥取県立博物館研究報告)一四、一九七七年・同「鳥取池田家史料の日記類に関する考察(その2)」(鳥取県立博物館研究報告)一七、一九八〇年)、大名家の藩邸記録を中心とした江戸記録一覧を作成した研究代表者武井協三「諸藩江戸屋敷のネットワーク」(一九九九年)、鯖江藩確立期に編纂された「御用部屋日記」の分析と位置づけなどを行った竹内信夫「鯖江藩江戸藩邸「御用部屋日記」・「小堀記」について」(若越郷土研究)三九一四、一九九四年)、現存する榊原藩文書の伝来の考察と御用留を含めた藩日記の分析を行った花岡公貴「榊原藩文書」と藩日記」(新潟県立文書館「研究紀要」九、二〇〇二年)などがあげられる。なお、弘前藩については後述。
- (3) 弘前大学国史研究会編著『津軽史事典』(名著出版、一九七七年)。
- (4) 『弘前市史』藩政編(名著出版、一九七三年)。
- (5) 『大名家文書の構造と機能に関する基盤的研究―津軽家文書の分析を中心に―』(平成十一〜十四年度科研費研究成果報告書、二〇〇三年)。
- (6) 『陸奥国弘前藩庁における文書管理史料紹介』(国文研ニュース)二〇、二〇一〇年)・『弘前藩庁における文書管理帳簿の紹介と翻刻(その1・その2)』(国文学研究資料館アーカイブズ研究篇)七・八、二〇一〇・二〇一一年など。
- (7) 『弘前藩庁日記』と弘前藩の構造について(二〇〇九年度国文

学研究資料館アーカイブズカレッジ修了論文、未公判)。

- (8) 以下、前者を弘前藩国日記、後者を弘前藩江戸日記と略す。
- (9) 弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫、請求番号YK三二二・五一五八。詳細は後述。
- (10) 青森県文化財保護協会編「みちのく叢書 津軽歴代記類」上、一九五九年、同書刊行会より一九八二年復刻。
- (11) 同書解説。
- (12) 前掲「津軽歴代記類」。
- (13) 同氏前掲論文。
- (14) 弘前藩江戸日記 第一五八。
- (15) 弘前市立図書館編「八木橋文庫目録」解題(一九九三年)より。
- (16) 第一九二五。
- (17) 「御用格」(寛政本)の解題(長谷川成一氏執筆、一九九一年)によれば、これが「御用格」編纂の開始とみる見解もあるという。
- (18) 前掲「弘前市史」藩政編。
- (19) 第二九二。
- (20) 第二八三。
- (21) 弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書。
- (22) 浪川健治「藩政の展開と国家意識の形成(副題略)」(「日本史研究」二三七、一九八二年)・「弘前市史」通史編二(弘前市、二〇〇二年)。
- (23) 「御用格」では、読点が「……御時分相定、被下物・不時之被下物右同断……」と付してあるが、これでは意味が不明であり、「……御時分、相定被下物・不時之被下物右同断……」と付す

のが妥当であろう。

- (24) 現存する御日記方の作成・管理帳簿(「津軽家文書総目録」の表記より作成)は、「寺社吉凶帳」(二冊、延宝七年〜慶応二年<一六七九〜一八六六>)・「寺社領分限帳」(二冊、正徳元年<一七一〇>写)・「年代記」(三冊、写)・「御用格」(二四冊、寛政写)・「八百石以上江被仰渡」(二冊、文化十四年<一八一七>写)・「弘前藩庁」日記(国日記)「(三二九九冊)・「弘前藩庁」日記(江戸日記)「(二二二五冊)・「藩庁日記抄」(二七冊、写、寛文元年〜宝永七年<一六六一〜一七二〇>)・「御自筆之写」(一冊、宝暦七年〜文政三年<一七五七〜一八二〇>)の御自筆書付の写)・「分限帳」(元禄八年<一六九五>写、一〇冊)・「分限帳」(元禄十年<一六九七>写、一〇冊)・「分限帳」(宝永三年<一七〇六>写、一〇冊)・「分限帳」(正徳元年<一七一〇>写、一冊)・「分限帳」(正徳二年<一七一一>写、一〇冊)・「分限帳調書抜」(一冊、元禄十年<一六九七>写)・「町支配分限帳」(二冊、正徳二年<一七一一>写)・「系譜」(一〇冊、初代為信〜一〇代寧親公)・「系譜」(二〇冊、初代為信〜一〇代寧親公)・「為信公・信牧公・信義公(系譜)」(一冊、貞享頃写)・「御家中御由緒之覚」(二冊、元禄六年〜宝永二年<一六九三〜一七〇五>、同年写、弘前日記方)・「妙心院様御代御由緒」(一冊、明和四年<一七六七>、安政二年<一八五五>写)・「系譜」(三冊、寛政十一年<一七九九>写)・「公儀御書付ニ付御旧記書抜」(三冊、寛政十一年<一七九九>写)・「公儀御尋ニ付御旧記書抜」(二冊、文化七年<一八一〇>写)である。また、「御大祭之節於高岡御用留書并落合大右衛門覚書」(元文五年<一七

四〇)写・「御用留書(元文五年高岡御大祭に付)」・「本所横網  
浜手御屋敷覚帳絵図」(元禄九・十一・十二・宝永六年(一六九  
六・九八・九九・一七〇九))・「津梁院之図」(寛政四年(一七  
九二)写、蔵印「弘前日記方」・「津梁院新規御取建絵図面」  
(写、蔵印「弘前日記方」・「常福寺絵図面」(文政七年(一八  
二四)写、蔵印「弘前日記方」)や江戸屋敷敷図に「弘前日記方」  
の蔵書印がある。

(25) 永沢得右衛門奉実「津軽史第一巻 みちのく双書特輯」(青森県  
文化財保護協会、一九七三年)。

(26) 前掲「御用格」。江戸の日記役と江戸における日記の管理につ  
ては別稿を留意したい。

(27) 前掲「御用格」。

(28) 以上、参考史料の三「一、御日記役江段々被 仰出候御条目」。

【参考史料】「御日記役勤向覚記」(弘前図書館蔵八木橋文庫)

〔表紙〕

御日記役勤向覚記

下澤小左衛門

〔後筆〕  
「藤原繁雄」

〔内扉〕

御日記役勤向覚記

(朱・後筆、以下同) 目録

〔一〕 一古来より御日記役名前

〔二〕 一御日記之始り

〔三〕 一御日記方江段々被 仰出候御条目

〔四〕 一御日記書様之儀、張紙之写

〔五〕 一御日記清書仕様ニ付諸事

(蔵書印)  
八木橋  
蔵書

〔六〕 一 御日記之内中清書漬方伺之事

〔七〕 一 御日記役御能之節御座敷江罷出候儀

〔八〕 一 武芸 高覽之節、御日記役・表右筆御座敷江相詰候儀

〔九〕 一 御日記方二階入口鍵之事

〔十〕 一 支配方末期判元見届之儀ニ付御目付より申通候趣并御日記物書末期之節取扱向之事

〔十一〕 一 御日記物書忌明書付之事

〔十二〕 一 変之節御日記方御用意人夫詰場所之事

〔十三〕 一 変之節人夫詰方之儀ニ付御目付触之事

〔朱・後筆、以下同〕  
〔一〕 古来より御日記役名前

延宝三年正月廿六日被仰付、  
天和三年十二月十六日病死

貞享二年四月十一日工藤  
治兵衛跡江御日記役被仰付

同月同日三上十兵衛跡江  
御日記役被 仰付

正徳三年十月廿一日御馬廻  
被 仰付之

右七人 妙心院様御代相勤之

正徳三年九月十五日被仰付、  
享保二年十二月五日病死

但、享保二年十二月より御日記役式人ニ而相勤る、此以前三人ニ而相勤候儀も有之

正徳二年九月十五日被仰付、  
享保八年十一月十五日隠居

但、享保元年頃黒瀧半右衛門と申候而御日記役相勤候由ニ候得共、  
聡と不相分

正徳二年九月十五日被仰付、  
享保十二年正月十一日大納戸役被 仰付之

享保十年三月一日被仰付、  
同十六年五月十五日隠居

享保十二年正月十一日被仰付、  
同十三年五月一日隠居

享保十四年十二月十六日被 仰付、  
寛保二年十二月十五日御手廻被 仰付之

享保廿二年三月三日被仰付、  
元文三年四月十四日病死

右七人 玄圭院様御代相勤之

元文四年正月十一日被 仰付、  
寛保二年十二月廿二日御手廻格郡奉行手伝被仰付

寛保二年十二月十五日被仰付、  
寛延四年正月十一日御馬廻被 仰付之

寛保四年正月十一日被仰付、  
延享三年正月廿一日御台所頭被 仰付之

右三人 顕休院様御代相勤之

延享三年正月廿一日被仰付、  
寛延四年正月十一日大納戸役被 仰付之

寛延四年正月十一日被 仰付、  
宝曆四年二月十二日病死

右同  
谷口忠右衛門

表右筆より  
花田七左衛門

御書物預より  
黒瀧弥左衛門

右同  
七戸八右衛門

右同  
吉村留兵衛

右同  
野呂吉兵衛

表右筆より  
野呂久右衛門

右同  
野呂源五郎

右同  
成田次右衛門

表右筆より  
谷口新右衛門

御書物預より  
山川又左衛門

寛延四年正月十一日被 仰付、  
宝曆二年二月十三日永ノ御暇被下置之

宝曆二年四月廿八日被 仰付、  
同十年十二月十五日御右筆被 仰付之

宝曆四年五月朔日被 仰付、  
同十一年十二月一日御馬廻被 仰付之

宝曆六年六月六日寺社奉行より御日記司取  
被仰付、其後常府被 仰付之

宝曆七年三月七日御日記司取被 仰付、  
同八年二月廿五日引取

宝曆十年十二月十五日被仰付、  
明和四年十月朔日御馬廻被 仰付之

宝曆十一年十二月一日被 仰付、  
明和八年正月十一日御馬廻被仰付之

明和四年十月一日被 仰付、同九年十二月一日  
御家老附加勢被 仰付、天明元年七月十九日病死

明和八年正月十一日被 仰付、  
安永九年六月一日隠居

始御家老附より御中小姓被仰付、夫より御日記役加勢  
被 仰付候処、又候御家老附ニ被 仰付、御日記役  
加勢引取被 仰付候

安永九年六月十五日被仰付、  
天明六年十一月十五日御馬廻被 仰付之

天明三年二月十五日御日記役加勢被 仰付、  
同五年正月十七日御賞被下置、加役引取被仰付之

天明五年正月十一日被 仰付、寛政二年六月三日勤料之内  
老人扶持御加増被下置、外三五表勤料増被下置、御手廻被  
仰付、御日記役是迄之通相勤候様被 仰付、同三年九月九日御手廻三番組被 仰付之

天明六年十一月十五日被 仰付、  
同八年六月廿三日病死

天明八年十二月廿八日被 仰付、  
寛政五年三月三日御馬廻被 仰付之

表右筆より

工藤 六太夫

右同

荒木 関宇兵衛

御書物預より

福土 傳右衛門

寺社奉行より

田井 市太夫

御手廻より

桜庭 伴太夫

御書物預より

佐藤 太兵衛

右同より

池田 源之丞

表右筆より

佐々木 宇右衛門

表右筆より

川口 治左衛門

御中小性より加勢

吉村 太右衛門

御馬廻格表右筆より

棟方 七右衛門

御馬廻より加役

都谷 森源藏

御馬廻格表右筆より

小林 忠之丞

御書物預より

花田 金十郎

表右筆より

中田 彦左衛門

右三人 體孝院様御代相勤之

御中小性格表右筆より

高尾 定介

寛政三年五月六日御日記役被仰付、御書物預・留書・  
表右筆兼役被 仰付、同四年九月一日是迄之勤料  
老人扶持御加増被下置、外三五表勤料被下置、同五年六月廿八日御家老附兼被 仰付、同六年六月廿  
三日五表老人扶持勤料増被下置、同年閏十一月廿八日勤料之内五表老人扶持御加増、外十五表勤料増被  
下、寄合格被 仰付、御日記役拜表右筆見罷被 仰付、同八年六月廿三日紀伝字頭被 仰付、御日記  
役・表右筆見罷、是迄之通被仰付、同十年六月十一日御中小性格被 仰付、三拾表勤料被下、御日  
記方表右筆頭取被 仰付、文化三年十月廿八日二十表御加増被下置

御書物預より

奈良 九兵衛

寛政三年五月六日御日記役被 仰付、御書物預・御家老  
附表右筆兼役被 仰付、同四年九月朔日は迄之勤料御加  
増被下置、外三金二両勤料被下置、同年十一月十九日病死

御中小性格御日記物書より

佐野 文次郎

寛政五年六月廿八日老人扶持勤料増被下、御日記役手伝  
被仰付、表右筆兼相勤候様被仰付、同六年閏十一月廿八日  
勤料之内宅両御加増、外宅両勤料増被下置、御日記役被 仰付、留書・表右筆兼被仰付、同十年六  
月七日御家老附兼被仰付、同廿日御手廻格被仰付、金三両勤料増被下、御日記役是迄之通被 仰付、  
同十二年十二月八日式両宅老人扶持勤料増被下、享和二年十一月八日病死

表右筆格御日記物書より

棟方 山次郎

寛政六年十一月十五日式人扶持勤料増被下、  
御中小性格被 仰付、御日記役手伝・表右筆兼被 仰付、  
同十年六月廿日御馬廻二番組被 仰付、文化八年九月十五日又々御手廻格御日記役被  
仰付、同九年十二月廿四日御賞之上御日記役引取被仰付之、  
御留守居組より

唐 牛大六

寛政十年六月十一日御手廻格被 仰付、金四両勤料被下置、  
御日記役相勤候様被 仰付、同年十月廿七日勤料之内式両  
御加増被下置、外五両一人扶持勤料増被下、寄合格様字頭被 仰付、御日記  
役是迄之通取扱候様被 仰付、享和二年十月一日寄合格被 仰付、経学字頭被 仰付之、  
表右筆格御日記物書より

葉 田平介

享和二年十月廿日御日記役当分加勢被仰付、同年十二月  
廿一日御中小性格御日記役取扱、表右筆兼被仰付、  
金一両一人扶持勤料増被下置、文化三年八月五日病死

右同より

菊池 直吉

享和二年十一月廿日御日記役当分加勢被 仰付、  
文化二年二月廿八日一人扶持勤料増被下、御中小性格  
御日記役取扱、表右筆兼被 仰付、同四年六月十七日留書兼被 仰付、同五年八月廿日式人扶持勤料  
増被下、御日記役被 仰付、是迄之通相勤候様被 仰付、同八年九月御手廻被 仰付  
右同より

工藤 友太郎

文化三年八月五日御日記役取扱加勢被 仰付、  
同年十二月廿八日十表一人扶持勤料被下置、  
御中小性格御日記役取扱、表右筆兼被 仰付、同四年六月十七日留書兼被 仰付、同六年八月八日一  
人扶持勤料増被下、御日記役被 仰付、同九年十二月廿四日一人扶持勤料増被下、御手廻格被 仰付、  
御日記役是迄之通被 仰付、文政六年九月九日勤料之内五表御加増被下置、同年十一月十日御尋之御  
用有之、他出差留被 仰付

後、彦介下名改

工藤 友太郎

右同より

工藤 友太郎

天明五年正月十一日被 仰付、寛政二年六月三日勤料之内  
老人扶持御加増被下置、外三五表勤料増被下置、御手廻被  
仰付、御日記役是迄之通相勤候様被 仰付、同三年九月九日御手廻三番組被 仰付之

天明六年十一月十五日被 仰付、

天明八年十二月廿八日被 仰付、

寛政五年三月三日御馬廻被 仰付之

天明五年正月十一日被 仰付、寛政二年六月三日勤料之内  
老人扶持御加増被下置、外三五表勤料増被下置、御手廻被  
仰付、御日記役是迄之通相勤候様被 仰付、同三年九月九日御手廻三番組被 仰付之

天明六年十一月十五日被 仰付、

天明八年十二月廿八日被 仰付、

寛政五年三月三日御馬廻被 仰付之

文化七年六月十日御日記役加勢被 仰付、  
同九年十二月廿四日御留守居組被 仰付之

御中小性格御日記物書より  
高屋善次郎  
御馬廻格留書より

文化九年十二月廿四日御手廻格御日記役被 仰付、  
留書・表右筆兼被 仰付、同十年六月三日御手廻被 仰付、  
金五両勤料増被下置、御台所頭兼相勤候様被 仰付之

御日記物書より  
菊池千司

文化九年十二月廿四日御日記役加勢被 仰付、  
同十一年八月八日御勝手方小頭加勢被 仰付、  
同十三年八月十一日親跡式被下、御勝手方小頭被 仰付之

表右筆格御日記物書より  
桜田喜作

文化十年六月六日御日記役加勢被 仰付、  
同十二年正月廿八日御中小性格被 仰付、  
一人扶持勤料被下置、御日記役加勢是迄之通被 仰付、文政六年十一月十日御尋之御用有之、他出差留被 仰付

表右筆より  
下澤小左衛門

文政六年十一月十一日御日記役加勢被 仰付、  
同年十二月九日御家老附加勢被 仰付、  
御日記役兼相勤候様被 仰付、同七年七月四日御家老御人揃ニ付御賞金三百疋被下置、御家老附加勢 御免被 仰付

御中小性格日記物書より  
工藤謙蔵

文政六年十一月十一日御日記役当分加勢被 仰付  
文政七年六月十二日御日記役当分加勢被 仰付、  
同年八月二日御賞之上御日記役当分加勢引取被 仰付之

以上支配  
毛内岩吉

御日記之始り

一、寛文元年辛丑より有之

但、今年六月三日 妙心院様西之関より御入部、則日より御用留有之、是御日記之始也

御日記方江段々被 仰出之御条目

一、延宝三年乙卯正月晦日、御日記役江被仰出候御条目、左之通 定

一、何も御用勤之面々より日々書付受取、紛失無之様其文言之主たる所に心を附、書落不仕候様、以来迄御用ニ相立候様念入毎

日記録可仕事

一、御用勤候面々、其日之留書受取候内ニ疑敷所有之候ニおゐてハ能承合、記録可仕事  
一、治乱共御日記無相違一ヶ年切ニ致シ、奥ニ名印仕、箱ニ鎖かきに而入預置可申事

一、御城江毎日罷出、御詰座敷御番所北之御縁通江相詰、何も御用人中其外江も緩怠之躰仕間敷事

一、御献上物并ニ御老中様、次ニ 御一門様方其外相定御附届、不時之御届等御進物之分、御在所ニ被成御座候時と御在江戸之時分と一年中を書集、御日記之中より別帳ニ仕立可申事

一、御公義向之儀、諸事右ニ可准扱事

一、御在所被成御座候御時分、相定候被下物・不時之被下物等右同断

但、此類混乱有之候而御用之節手間取不申候様一所ニ書集可申事

一、年々之御日記大切ニ奉存、火事坏之節油断仕間敷事  
右之通可相守者也

御日記役

工藤治兵衛殿

延宝三三乙卯年正月卅日

進藤庄兵衛  
北村弥右衛門

元禄七甲戌年二月八日

一、御用留書末ニ書載申候御請込之御用之儀、御日記江書載様、去ル三日奉伺候処、則左之通被仰付候

留書仕様、靱負江申達候処、留書ニ者縦三月之御用番ニ而請込候御用六七月ニ至り相濟候而も其節受込之部江留可申候、日記江者其月々江書入可申由被仰付候旨、其段御用番川越清左衛門殿より御日記役小山内左右衛門江申渡之

宝永八年辛卯正月十一日

一、江戸より御飛脚到着、田臘廿六日同所発足御用状之表

今度 若殿様御官位之儀申来候に付、当 屋形様御官位御祝儀一卷御先格御用候間、其節之日記見出差出候様ニと唐牛十郎右衛門殿より被 仰付候間、則貞享二年正月七日江戸より御飛脚到着之御日記懸御口候、右文言先格之通同十二日巳之刻以前御家中登 城御祝儀申上之、畢而十郎右衛門殿被 仰付候者、御祝儀之御能組書記候所を御覽候而被申候者、所謂御能組と有之候、唯御能組と計書候而宜所ニ不用之儀所謂と書候、其時分古キ御日記之文言ニハ可有之候得共、こびたる文者当世不入事ニ候、何も見候而も早速埒明候様平言ニ書認可申旨被 仰付候事

天和二戌年

一、今年始而八幡宮御祭礼被仰付候、此節大目付久保出数馬・佐々木刑部左衛門被仰付候様ニ何も覚有之由被仰越候、刑部左衛門ニ様子承候処、年之儀ハ致失念候、数馬と兩人被仰付候由ニ候、就夫被仰出者、日記之儀ハ記録ニ留候物ニ候間、其節ニ書落候ハ、追而成共書入可申と 御意ニ御座候、幾年過候得而も書落と存儀ハ相改書入七申訳柄ニ有之候間、左様御心得可被成候

一、被 仰出之儀、纒之事ニ候而も別帳ニ書載候儀并御留書落候ハ、

縦一兩年過候而も書入申答ニ候事

一、御目付立合と申文言者書申間敷候、御目付と計書可申事

一、委細別牒ニ有之と留り候分ハ、別帳之表不残清書江書入申答ニ候事

天明四年辰六月廿四日

一、去ル十三日江戸表相立候御飛脚今日到着、御用状之表

御国元日々天氣晴雨并季候共不被為在 御承知、風説而ヒニ而被 聴召候而も御不安心にも被成御座候ニ付、以来於其許日々日記書入之趣を以相調、御飛脚度毎御用状ヲ以申上候様被 仰出候

右之通申来候ニ付、六月廿九日多膳殿より御日記役江被成御渡候

但、本文之通被仰付候に付、御飛脚立前日迄ニ御日記方に而時候書出来之上月番御用人中江差出候へハ、上之間江被差上、御用状を以御登被 仰付候事

寛政六年寅十一月十六日

一、月番御用人

今日御日記役江口達、左之通

口達

書物方・日記方不相分、去ル亥年より打込取扱被 仰付候処、此節弥以御用弁ニ相成候ニ付、以来書キ物預別段不被 仰付、日記役ニ而兼相勤候様被 仰付之

十一月

日記役中

右之趣、御目付江も被仰付之

右之趣、御目付江も被仰付之

右之趣、御目付江も被仰付之

四、御日記書様之儀段々被仰付候張紙之写

- 一、御日記ケ条幾際限無之文からハ相直シ見安キ様ニ御認可被成候
- 一、国郡在所之名され不申様并苗字・名され不申様書申度候
- 一、御此一字下ニ書留不申様ニ仕度候

一、文字ニ而難認儀も候ハ、

かなニ而此より書申度候

此より無用ニ仕度候

一、候・哉・而等之類者ニ付

此九字者上江あけず、下ニ書申度候

右之通心得候而惣而書様文字略し不申、清書御認可被成候、已上

閏八月

五、御日記清書仕様ニ付諸事

寛延三年午正月

- 一、御日記清書之儀唯今迄下帳之儘ニ而致清書来候処、無用之ケ条右之内ニ多相見得候ニ付、以来御日記役差略之上、後々御日記者御記録ニ相成趣之ケ条計致清書、不用之ケ条ハ差除候而下帳之直シ方致候之様ニ被 仰付之

但、右無用之ケ条逸々書拔、別帳ニいたし相伺候、尤右別帳者御日記

記方御用掛棟方十左衛門殿江差出之

享保九年甲辰

- 一、御日記清書紙唯今迄西之内ニ而相認候得共、以来中大奉ニ可仕事
  - 一、半紙ニ而中清書之儀、此以後無用ニ仕、大奉清書一通ニ可仕事
- 右両様来正月より前書之心得ニ而清書可仕候、当年中ハ唯今之通

右之通御用人今井源五右衛門殿より御日記役花田七左衛門江申渡之

寛延二年巳四月十七日

一、御日記清書卦数、以来九行ニ相認候様被 仰付候事

宝曆四年戌三月廿日

一、御日記清書、是迄大奉ニ而相認候得共、以来上打美濃紙ニ而相認候様被仰付候事

同年四月十八日

一、御日記清書之儀、近来机ニ而相認不申由、御太切之御記録ニ候間、古来之通向後机ニ而相認候之様棟方十左衛門殿より被 仰付候

安永九年子八月三日

一、御日記清書之儀、以来十卦ニ相認候様、月番津輕主膳殿より被 仰付候

六、中清書潢方伺之儀

明和七年寅十一月三日

一、御日記役池田源之丞・佐々木宇右衛門申立候、御日記中清書と申候而半紙ニ而相認、貞享二年より享保七年迄御座候、尤清書并下帳両様御座候得者、右中清書無用之物ニ御座候、依而右中清書潢方被 仰付、此節之儀ニ御座候間半紙半切ニ漉直シ方被 仰付、諸廉江渡方御補ニ可被 仰付候哉、右中清書冊数千拾七冊十櫃ニ入候而御座候、如何可被 仰付哉之旨伺申出之、御家老中江相達、右中清書御用相見

得不申候ニ付、伺之通弥潰シ方申付候、尤紙漉屋江相渡候節足軽目付立合、目形ニ掛相渡候様申付旨御日記役江申遣之  
右之通被仰付候ニ付、逸々裂候而目形ニ掛、紙漉共江相渡之

〔七〕御日記役御能席江罷出候儀

延宝七年正月十八日

一、今日御能有之、御日記役御能見物之席江罷出候事

其後御日記役御能席江罷出候儀ニ付、左之通

元禄十一寅年八月三日

一、日記役之儀、向後日記方就御用御書院御規式事其外表向ニ有之候分者大目付・御目付、又御用人中江相伺罷通、見聞次第書留可申候、御書院ニ而者御小性組之相詰候後江も罷通、御能其外御規式之事能見届、承届細ニ書留可申候、品により御家老中御呼被成候御側江も被召寄被 仰付儀も可有之候、又御規式事之節ハ何々ケ様之儀御座候と有之候儀、御日記役よりも書出し可申候、此段申渡候得と被 仰付、則御日記役小山内左右衛門・神安右衛門江御用人大湯五左衛門申渡之

但、元文四年末三月五日御能見物席江御日記役罷出候儀、御目付より不審申候ニ付、此節之御日記役吉村留兵衛罷出候而、本文之趣御目付江見せ候事

安永九年子十一月三日

一、御自身御能之節も御日記役不引取、其席ニ罷在候、猶又 御自身御舞方之節も右同様其席不引取罷在候事

〔八〕技芸 高覧之節、御日記役・表右筆詰席江罷出候儀

文化九年壬申十一月廿九日

一、今日劍術 高覧之節御日記役支配物書并表右筆共右御座敷詰席江罷出申候様御目付より申通候に付、前々より罷出候而致見物来候趣、御用人中江留書表右筆より申上候処、御日記役者勿論之儀、表右筆并日記物書両三人ツ、も罷出候而致見物候儀不苦候旨被 仰付候、尤数人罷出、人込ニ不相成ニと留書表右筆葛西権助を以被 仰付候段申聞候に付、書記之

〔九〕御日記方入口之鍵、御目付部屋江差置候儀伺之事

宝永五年十一月廿四日

一、御日記所二階入口之鍵之鍵、万一火之匂も有之候哉之節見分之為ニ御目付部屋ニ差置申度旨、御日記役申立之通被 仰付候事  
右伺相濟候以来、御日記方之入口之鍵御目付部屋ニ有之

〔十〕末期判元見届之儀

享保十巳年

一、漆奉行以下之面々末期判元見届、御徒目付自今以後不申付候、依而支配頭又ハ其者同役之内罷越、当人之親類立合判元見届、逐一可申立候、此段御日記役・御鷹匠・馬医江も可申通旨御目付江書付ニ而相渡之

九月廿四日

右之通御触被 仰付候後、御日記物書末期願之節御徒目付より判元見届無之、拙者共之内老人御日記物書之内老人罷越、見届候右ニ付文化十五年寅正月廿三日取扱候趣

左之通

覚

御日記物書見習葛西鍊弥儀、去十二月より風氣相煩引籠養生仕罷在候処、大病ニ相成候に付、末期願差上度、右判元見届願申出候間、私共内菊池直吉并御日記物書工藤俊司罷越候処、鉄弥儀至極之大病と相見得申候得共、床之上ニ而肩衣着用仕、名乗・書判共相認、末期願書付差出候間、受取罷帰申候、其節罷出候面々左之通

末期申立候養子

葛西喜藏

親類

何之誰

同

何之誰

右之通麻上下着用、出迎、送共仕候、則右末期願書付相添差上、此段申上候、以上

正月廿三日

三 左十郎様

御日記役

十一、忌明之儀申上候書付、左ニ

覚

俵子何程

何人扶持

右誰儀、当何月幾日病死仕候

御日記物書

何之誰

末期申立候養子

何之誰

当寅何十歳

右誰儀親誰忌中、今日迄ニ而相濟、明幾日より忌明申候、此段申上候、以上

御日記役

月日

名前不残

宛所御用人中

諸苗字様

但、右忌明書付之儀者末期願差上候月之御用番御用人中之宛所ニ而差出之

十二、変之節御日記方御用意人足詰場所之事

宝曆四年戊八月十八日

一、変之節、御日記方御用意人足拾八人、銘々荷繩持候而外南御門外西館織部殿屋敷前広小路之内江相詰候筈、尤万一右人足御用ニ候得者、前書之場所ニ呼ニ差遣候而取寄候筈、但シ御日記方詰と申札を持せ差置候旨、御用之節者少も差支無之様申付置候筈、今日於 御城町奉行北原斎江対談之上相究之  
一、右ニ付町年寄より申出候趣、左ニ

覚

変之節 御城内御日記方江相詰候人足、左之通ニ御座候

土手町月行事

人足拾八人

小右衛門組

右之通御座候、尤変之節者二之御丸江相詰候御定ニ御座候得共、御差凶無御座候得者、御郭之内江罷通候儀相成兼申候ニ付、南御

門之外ニ控せ罷在候、依之此末変之節唯今迄之通御門外ニ相詰せ  
置候様申付置候、此段申上候、以上

戊八月 松山善左衛門  
北 斎様

但以来共土手町支配之内より人夫差出候筈

寛政六年寅閏十一月四日

一、変之節諸廉江詰人夫之儀町奉行申出之内

人夫十八人 御城内御日記方  
二ノ御丸相詰候様 詰所大手御門前

同十人 御書物方 右同断

右之通申出有之ニ付、御日記方江都合式拾八人相詰候御定ニ候事

〔十三〕 変之節詰人夫之儀ニ付、御目付より廻状左之通

宝曆十一年辛巳六月朔日

一、出火之節諸廉預り所江詰人夫之儀、是迄出火遠近ニ不構、其廉々江

相詰候得共、以下風下三丁位、風上二丁位迄相詰候様、尤四五丁掛

離候而も場所ニ寄、或風烈敷候節者相詰候様、右方角余ニ而も飛火等無

心元場所ハ其廉々より町奉行迄申達、早速人夫相詰候様被 仰付候

寛政六年甲寅閏十一月四日

一、今日御目付触、左之通

覚

出火之節変場江相詰候町人夫之儀、町奉行より差凶無之候

ハ、不相渡候様先年御触出有之処、近頃諸役人心得違ニ而我

勝ニ人夫引連參候族有之旨相聞得候、以来右躰之儀無之様、

乍然人夫無之差支之廉も有之候ハ、町奉行江懸合候様、左候

ハ、町奉行ニ而名前前聞届、其時宜ニ応、五人一手ニいたし差遣  
候様被 仰付候

一、諸廉詰人夫之儀、火消役人江相詰候人夫之外、火元より風

上式丁、風下三丁位迄相詰、其余之方角廉々江詰人夫ニ不及、

尤風烈敷飛火等有之節者右方角遠近ニ不拘、向々より申出次第

火元寄人夫之内より町奉行ニ而致手配、差遣候様被 仰付候、

此旨共可被申触候、已上

閏十一月

御目付中

右之通月番御用人松浦甚五左衛門殿より被 仰付之